

新たな資格の位置づけ

- 床上から無線操作装置により運転を行う床上無線運転式クレーンに対応した新たな免許として、現行の床上運転式クレーン限定運転士免許を改組し、床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許の創設が適当。
- 新たな限定免許は、つり具の下から水平に15mの範囲内でスイッチ操作の無線コントローラーを用いて運転する低速（1.1m/s以下）の床上無線運転式クレーン及び従来の床上運転式クレーンを対象とすることが適当。

学科試験・実技試験及び教習の内容

- 新たな限定免許の学科試験、実技試験及び教習は、床上運転式クレーン限定運転士免許を参考に実施することが適当。
- 学科試験で無線コントローラーに関する項目を必ず確認させることが適当。
- 実技試験及び教習は、スイッチ操作の無線コントローラーを備えた床上無線運転式クレーンを用いて、床上運転式クレーンよりも遠い、少なくともつり具の下から水平に15m離れた位置で運転する技能を確認する試験とすることが適当。

	床上運転式限定免許(現行)	新たな限定免許(改正案)
学科試験	クレーンに関する知識	現行と同様。ただし無線コントローラーに関する問題を必ず出題する。
	原動機及び電気に関する知識	
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	
	関係法令	
実技試験	クレーンの運転（床上）	クレーンの運転（無線）
	クレーンの運転のための合図（床上）	クレーンの運転のための合図（無線）
教習	クレーンの基本運転（床上・2時間）	クレーンの基本運転（無線・2時間）
	クレーンの応用運転（床上・4時間）	クレーンの応用運転（無線・4時間）
	クレーンの合図の基本作業（床上・1時間）	クレーンの合図の基本作業（無線・1時間）

その他

- 施行時点での床上運転式クレーン限定運転士免許保有者等に対する経過措置が必要。
- 床上無線運転式クレーンの無線コントローラーに対し、通信エラー時の自動停止等機能の具備を義務付けるとともに、定期自主検査時における受信機を含めた無線コントローラーの点検方法を指針に明記することが適当。
- 新たな限定免許制度の運用に関する丁寧な周知や、クレーンの安全運転方法に関する十分な周知・指導が必要。